

# 山口県報

令和8年  
3月31日  
(火曜日)

## 目次

- 人委規則  
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則……………三



通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは職員給与与条例第十一条第三項若しくは学校職員給与与条例第十三条第三項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第四条第一項中「提示」の下に「又は第九条の三に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第八条第一項第一号中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に、「第十三条第六

項」を「第十三条第七項」に改める。

第八条の四第一項第二号中「定める額」の下に「駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあつては、その額に職員給与与条例第十一条第三項第一号又は学校職員給与与条例第十三条第三項第一号に定める額を加算した額。」を加え、同項第三号中「自動車等使用額」を「職員給与与条例第十一条第二項第二号又は学校職員給与与条例第十三条第二項第二号に定める額」に改める。

第九条の三第三項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に、「」及び「」を「」に、「の合計額」を「及び職員給与与条例第十一条第三項第一号又は学校職員給与与条例第十三条第三項第一号に定める額の合計額」に改め、同条を第九条の六とし、第九条の二の次に次の三条を加える。

（駐車場の要件）

第九条の三 職員給与与条例第十一条第三項又は学校職員給与与条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは職員給与与条例第九条第二項若しくは学校職員給与与条例第十一条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の場合、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第九条の四 職員給与与条例第十一条第三項又は学校職員給与与条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める職員は、第八条の四第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第九条の五 職員給与与条例第十一条第三項第一号又は学校職員給与与条例第十三条第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合は、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第十条の二第二項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に改め、同条第二項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め、同条第三項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改める。

第十条の三第一項中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に、「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第四十六号)第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「改正後の職員給与条例」という。))第十一号第三項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第四十七号)第一条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「改正後の学校職員給与条例」という。))第十三条第三項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用して職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の職員給与条例第十一条第三項又は改正後の学校職員給与条例第十三条第三項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則第三条第一項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号。以下「定年等条例」という。))第十二条の規定により採用された職員(以下「定年前再用短時間勤務職員」という。))にあつては、現に受ける給料の月額」を削る。

第五条第二項中「(定年前再用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)」を削る。

第六条第一項第三号中「定年等条例第十二条の規定による採用(退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。))をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日(以下この条において「適用日」という。))」に、「当該採用の前日」を「当該適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の下に「(次号に掲げるものを除く。))」を加え、同項第四号中「定年等条例第十二条の規定による採用をされた職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者」に、「当該採用の日」を「適用日」に、「当該採用の前日」を「当該適用日前」に改め、同条第二項第一号中「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日」を「適用日」に改め、同項第三号中「当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日」を「適用日」に改め、同項第四号中「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第五号中「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「当該採用の日」を「当該適用日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 特地勤務手当等に関する規則（以下「規則」という。）第六条第一項第二号の規定は、令和七年四月一日以後に職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号。以下「整備等条例」という。）附則第六項、第七項、第十一項若しくは第十二項の規定（以下「定年等条例第十二条等の規定」という。）により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び整備等条例附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）について適用する。

附則第三項を削る。

附則第四項の前の見出しを削り、同項中「改正後の」、「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条又は整備等条例附則第六項、第七項、第十一項若しくは第十二項の規定（以下「**二**」及び「**三**」という。）」を削り、「した日」の下に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を加え、「改正後の規則第四条第二項に規定する」を削り、同項を附則第三項とする。  
附則第五項中「改正後の」を削り、同項を附則第四項とする。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第十三号**

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

（第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ハ(2)中「以上」を「（職員給与条例第十一条第三項又は学校職員給与条例第十三条第三項に規定する駐車場等（以下「**駐車場等**」）という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（以下「**駐車場等利用パートタイム会計年度任用職員**」）という。）にあつては、その額に次項第一号イに

定める額を加算した額）以上」に改め、同号ハ(3)中「未滿」を「（駐車場等利用パートタイム会計年度任用職員にあつては、その額に次項第一号イに定める額を加算した額）未滿」に改め、同項第二号ハ(2)中「ロに定める額」の下に「（駐車場等利用パートタイム会計年度任用職員にあつては、その額に通勤一回当たりの次項第一号イに定める額に相当する額（以下「**一日当たりの駐車場等料金相当額**」）という。）を加算した額）」を加え、同号ハ(3)中「未滿」を「（駐車場等利用パートタイム会計年度任用職員にあつては、その額に一日当たりの駐車場等料金相当額を加算した額）未滿」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二号パートタイム会計年度任用職員又は第三号パートタイム会計年度任用職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（前項第一号ハ(2)及び第二号ハ(2)に掲げる職員を除く。）の費用弁償（会計年度任用職員給与条例第八条第二項及び会計年度任用学校職員給与条例第八条第二項に規定する費用弁償を除く。以下同じ。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員 次に掲げる費用弁償の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 駐車場等に係る費用弁償 職員給与条例第十一条第三項第一号又は学校職員給与条例第十三条第三項第一号の規定の例により算出した額
- ロ イに掲げる費用弁償以外の費用弁償 前項第一号の規定による額
- 二 月額報酬又は時間報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員 次に掲げる費用弁償の区分に応じ、通勤一回につき、それぞれ次に定める額。ただし、その額が七千四百二十二円を超えるときは、七千四百二十二円
- イ 駐車場等に係る費用弁償 一日当たりの駐車場等料金相当額
- ロ イに掲げる費用弁償以外の費用弁償 前項第二号の規定による額

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁